

帯広市男女共同参画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 帯広市における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、帯広市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 帯広市男女共同参画プランの策定、進捗状況及び成果の評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の推進に関し、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市民活動部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び職務代理者)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長に事故あるときは、市民活動部企画調整監がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民活動部男女共同参画推進課において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	
政策推進部	企画調整監
総務部	企画調整監
市民活動部	部長
	企画調整監
市民環境部	企画調整監
保健福祉部	企画調整監
こども未来部	企画調整監
商工観光部	企画調整監
農政部	企画調整監
都市建設部	企画調整監
学校教育部	企画調整監
生涯学習部	企画調整監